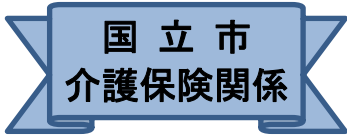


「個人番号」(マイナンバー)を記入した申請書に必要な書類について

介護保険関係の申請をされる際は、誠にお手数をおかけしますが、以下をお読みいただき、マイナンバーの記入と必要な書類の添付をお願いいたします。



なお、紛失等によりマイナンバーが不明である場合や被保険者ご本人様の意思表示が難しい場合はご相談ください。

		申請される方		
		被保険者本人	被保険者の家族等 (代理人として申請する場合)	成年後見人 (法定代理人)
必要となる書類	①	マイナンバー確認書類	被保険者の「マイナンバー通知カード」又は「マイナンバーカード」 ※マイナンバーカードの写しを郵送する際は、表裏両面を添付してください。	
	②	身元確認書類 (1種類もしくは2種類必要)	被保険者の身分証明書	代理人の身分証明書 代理人の身分証明書 使える書類については、下記②をご参照ください。
	③	代理人であること の確認書類		「委任状」 もしくは下記③の書類 (被保険者が委任状を書くことが難しいとき)
				登記事項証明書



これらの書類をご用意のうえ

- (1) 窓口で申請する場合 → 原本を提示してください。
- (2) 郵送により申請する場合 → 写しを同封してください。

①マイナンバー通知カード(通知カード)とは
通知カードは、ひとりひとりにマイナンバーをお知らせするために届けられた紙製のカードです。通知カードは、身元確認書類として使えませんのでご注意ください。

の → 通知カード
見本



② 身元確認書類として使える身分証明書について
1種類でよいもの → 官公署が発行した顔写真付きの書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
2種類必要なもの → 官公署が発行した顔写真なしの書類(介護保険被保険者証・負担割合証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等)

③ 委任状を書くことが難しい場合に代わりとなる書類について
本人の介護保険被保険者証など、官公署が本人に対して1枚に限って発行した書類を委任状の代わりにすることができます。
(使える書類の例: 介護保険被保険者証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等)

※ 家族等であっても、代理人でない場合は申請者になることはできません。その場合、本人が郵送により申請する場合と同様にしてください。窓口にお持ちいただく場合は、申請書類一式を封筒に入れてご提出ください。

お問い合わせ先 国立市役所 高齢者支援課 介護保険係
【電話】 042-576-2111(代表) 内線 166、159